

久喜総合文化会館軽食喫茶室運営事業者募集要領

久喜総合文化会館軽食喫茶室の運営について、公募により事業者の選定を行います。

1 施設の概要

(1) 名称及び所在地

名称 久喜総合文化会館軽食喫茶室
所在地 久喜市下早見140番地
面積 約140㎡（図面は別紙のとおり）

(2) 営業時間等

原則、久喜総合文化会館開館日及び開館時間内で営業してください。

ア 開館時間：午前9時～午後9時30分

イ 休館日：毎月第4火曜日（祝日の場合はその翌日の祝日でない日）並びに
12月28日から翌年1月4日まで

(3) 使用料 月額100,000円

2 管理の基準

事業者は、次に掲げる事項を十分に踏まえ、管理運営を行ってください。

- (1) 関係法令を遵守し、その趣旨を十分に理解した管理を行うこと
- (2) 公の施設に附随する施設であることを認識した運営を行うこと
- (3) 利用者の安全を確保し、快適な状況で施設等が利用できるよう万全な管理運営を行うこと

3 応募資格要件等

- (1) 申請時点において久喜市内に住所のある事業者であること
- (2) 市税等の未納が無いこと
- (3) 久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱による指名停止期間中ではないこと
- (4) 久喜市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団関係者ではないこと又は密接な関係者ではないこと
- (5) 営業に必要な許可を有し、本業務においても必要な営業許可が受けられる見込みであること

4 募集スケジュール（土日、祝日を除く）

内 容	期 日
募集要領・質疑書の配布	令和6年10月15日（火）～25日（金）
質疑書の受付	
施設見学（現地確認）	令和6年10月29日（火）・30日（水）
質疑書に対する回答	令和6年10月31日（木）まで
申請期間	令和6年11月5日（火）～15日（金）
書類審査	令和6年11月下旬
事業者の決定	令和6年12月中旬
開店準備	令和7年1月中旬～3月
行政財産使用許可申請手続	令和7年3月中
業務開始	令和7年4月1日（予定）

5 募集要領・質疑書の配布（※市ホームページにおいてもダウンロード可）

（1）配布日時

令和6年10月15日（火）から10月25日（金）までの午前9時から午後5時まで
（土日を除く）

（2）配布場所

「15問い合わせ先」にて配布

6 質疑書の受付

（1）受付期間

令和6年10月15日（火）から10月25日（金）

- ・持参の場合：午前9時から午後5時（土日を除く）
- ・郵送の場合：10月25日（金）までに必着

（2）受付場所

「15問い合わせ先」にて受付

7 施設の見学

（1）日 時：令和6年10月29日（火）・30日（水）午前10時～11時

（2）場 所：久喜総合文化会館（久喜市下早見140番地）

（3）参加人数：1団体につき2人まで

（4）注意事項：施設見学を希望する場合は、令和6年10月25日（金）までに「15問い合わせ先」へご連絡ください。

8 申請の受付

(1) 申請期間

令和6年11月5日(火)から11月15日(金)

- ・持参の場合：午前9時から午後5時(土日を除く)
- ・郵送の場合：11月15日(金)までに必着

(2) 受付場所

「15問い合わせ先」にて受付

9 申請に必要な書類

(1) 申請書(様式1)

(2) 提案書(様式2)

- ア 軽食喫茶室運営にあたっての基本的な考え方
- イ 資金計画及び経営実績
- ウ 提供メニューと価格
- エ サービス内容・話題性

(3) 資金計画書(様式3)

(4) 法人等の概要(様式4)

(5) 店舗レイアウト・平面図・イメージ図(店舗内のイメージが分かるもの、形式は自由)

(6) 暴力団排除措置に係る誓約書(様式5)

(7) 納税証明書(提出日の直前2事業年度の納税に係る証明書)

10 事業者の選定

(1) 選定方法

応募内容について以下の評価基準に基づき書類審査を行い、各委員の採点結果の平均点が50点以上であり、かつ、得点の高い事業者から順に、運営事業者及び次点者として選定します。

なお、得点が同点であった場合は、両者の実績やサービス内容等を総合的に判断のうえ、久喜市が決定します。運営事業者に選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合や出店を自ら辞退した場合等については、次点者を運営事業者として決定します。

また、審査の結果、平均点が50点以上の応募者がいない場合、運営事業者の決定を行わない場合があります。

(2) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点		
		評価	配点	合計
軽食喫茶室運営にあたっての基本的な考え方	・運営の基本方針について	A非常に評価できる	25	25
		B評価できる	19	
		C普通	13	
		Dやや評価できない	6	
		E評価できない	0	
資金計画及び経営実績	・資金計画について ・類似施設等での経営実績について	A非常に評価できる	20	20
		B評価できる	15	
		C普通	10	
		Dやや評価できない	5	
		E評価できない	0	
提供メニューと価格	・提供するメニューの内容について ・提供するメニューの価格について	A非常に評価できる	25	25
		B評価できる	19	
		C普通	13	
		Dやや評価できない	6	
		E評価できない	0	
サービス内容・話題性	・サービスの充実性について ・運営への熱意について ・特色ある取り組みの有無について	A非常に評価できる	30	30
		B評価できる	22	
		C普通	15	
		Dやや評価できない	7	
		E評価できない	0	
合 計				100

(3) 審査委員

- ア 委員長 久喜市市民部長
 イ 副委員長 久喜市市民部副部長
 ウ 委員 久喜市市民部市民生活課長、市民生活課市民生活・防犯係長

1.1 使用期間

使用許可期間を1年間とし、毎年度使用許可の更新を行うものとします。

なお、2030年から2038年の期間内において、久喜総合文化会館は(新)久喜文化ホールに更新する予定です。そのため、使用期間は最長で久喜総合文化会館を除却するまでといたします。

※使用許可期間が満了したとき又は使用許可を取消されたときは、自己の負担において市の指定する期限までに、使用財産を現状に回復して返還するものとします。

1.2 使用料及び光熱水費の支払

使用料については、納付書払いとし、指定する期限までに市へ支払うものとします。

光熱水費については、その使用に応じ別に算定する額を、久喜総合文化会館指定管理者へ支払うものとします。

1.3 事前の準備

事業者は、令和7年4月から運営が行えるよう、諸準備を進めてください。なお、準備にかかる費用や設備設置にかかる費用は、すべて事業者の負担とします。

1.4 その他留意事項

- (1) 応募に要するすべての費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。また、他の目的には使用しません。
- (3) この要領に記載のない事項について疑義がある場合は、その都度協議のうえ決定することとします。

1.5 問合せ先

〒346-8501 久喜市下早見85番地の3

久喜市役所 市民部 市民生活課 市民生活・防犯係

電話：0480-22-1111（内線2627・2628）

FAX：0480-22-3319

メール：shiminseikatsu@city.kuki.lg.jp